

持続化給付金を早く申請するための支援について

新型コロナウイルスの感染拡大により、売上げが大幅に低下した法人・個人事業者を支援する国の給付金の申請受付がスタートしました。

これを受け、一刻も早く給付金の申請ができるよう、商工会員の皆さまに、スマートフォンやパソコンを使った申請方法についてご案内します。

◆スマートフォンやパソコンをお持ちの会員様

ご自身で申請することが一番早く、人との接触による感染リスクも少ないので、まずはマニュアルを参考にご自身で申請してください。

◆スマートフォンを持っているが申請方法がわからない会員様

県の要請を受け、できるだけ早く給付金の申請ができるよう、各商工会に**完全予約制**による申請支援窓口を設置して、申請方法などの相談に応じます。加入されている商工会（次面参照）に電話にてご予約ください。

◆スマートフォンやパソコンをお持ちでない会員様

5月中旬以降、県内4か所に全国事務局の申請窓口が順次設置され、申請の代行をおこなっていくと聞いております。その際、申請がスムーズにおこなえるよう、事前に給付対象となるかどうかや売上台帳など必要書類の整備などについて各商工会の申請支援窓口で相談に応じます。**完全予約制**となりますので、加入されている商工会（次面参照）に電話にてご予約ください。

※ 給付金の申請は、ご本人による電子申請のみとなるため、商工会では申請を代行することができません。（5月1日時点）